

生田緑地ビジョン推進会議開催運営等要綱

制定 令和4年7月21日（建設総務局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「生田緑地ビジョン推進会議（以下「懇談会」という。）」の運営に関し、必要な基本事項を定める。

（目的）

第2条 建設総務局長は、生田緑地ビジョン（以下「ビジョン」という。）を改定するにあたり、懇談会の委員の意見を求める。

（委員）

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- ・学識経験者
- 2 懇談会には、オブザーバーを置くことができる。

（開催期間）

第4条 懇談会の開催期間は、令和4年7月からビジョン改定までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、建設総務局総務部みどりの事業調整課計画調整担当において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会開催運営等に関し必要な事項は、建設総務局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年7月21日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、ビジョン改定の日をもって、その効力を失う。